

## 第4回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会

日時：令和2年2月10日（月）

10時00分～時分

場所：第4委員会室

【委員】澁谷委員長、岡本副委員長、三浦委員、村武委員、串崎委員、芦谷委員  
道下委員

【議長・委員外議員】

【執行部】砂川総務部長、岡田地域政策部長、河上教育部長  
有福契約管理課長、邊まちづくり推進課長、村木生涯学習課長

【事務局】篠原書記

---

### 議 題

- 1 浜田市の入札制度について
  
- 2 公民館のコミュニティセンター化に向けた検討状況について
  
- 3 その他  
(配付物)
  - (1) 総務省市町村決算カード（島根県）
  - (2) 地域井戸端会の集約意見について

○次回開催 月 日（ ） 時 分 全員協議会室

## 浜田市の入札制度について

### 1 入札・契約制度

#### (1) 入札

##### ア 一般競争入札

入札情報を公告して参加申込を募り、競争参加資格を満たしたすべての参加申込者同士で競争に付して落札者を決める方法

※設計金額が 2 億円以上の建設工事等の場合

公告 ⇒ 資格審査 ⇒ 入札 ⇒ 開札（落札者決定） ⇒ 契約の締結

##### イ 簡易型一般競争入札

入札情報を公告して参加申込を募り、入札後に競争参加資格確認審査を行い、落札者を決定する方法

※設計金額が 1,000 万円以上 2 億円未満の建設工事等の場合

公告 ⇒ 入札 ⇒ 開札 ⇒ 資格審査（落札者決定） ⇒ 契約の締結

##### ウ 指名競争入札

一般競争入札又は簡易型一般競争入札によらず競争入札に付する場合

指名通知 ⇒ 入札 ⇒ 開札（落札者決定） ⇒ 契約の締結

#### (2) 随意契約

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項

入札ではなく随意契約が可能な条件を列記

（予定価格が規則に定める額を超えない 競争入札に適さない etc）

### 2 入札参加資格

#### (1) 建設工事・建設コンサルタント業務等

建設工事の請負契約や建設コンサルタント業務等の委託契約に係る入札等に参加しようとする者は、入札参加資格審査を受け、有資格者名簿に登録  
定期審査：2 年に 1 回（最新は平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

追加審査（4回）・随時審査あり

格 付：土木・建築工事については工事の実績によりA～Cに格付け  
(平成31年4月1日現在)

		資格者数	(内訳)	
			工事	建設CT
事業所所在地	市内	110	99	11
	準市内	38	23	15
	島根県	271	150	121
	中国地方	295	222	73
	全国	149	72	77
合計		863	566	297

特別共同企業体：大規模で技術的難易度の高い工事ごとに結成  
市長が適当と認めた工事が対象  
土木・建築工事 請負対象設計金額2億円以上  
その他の工事 請負対象設計金額1億円以上

(2) 物品調達・役務の提供等

物品の買入れ、借受け、製造の請負、役務の提供及び業務委託等（建設コンサルタント業務等を除く）に係る入札等に参加する者は、入札参加資格審査を受け、有資格者名簿に登録

定期審査：3年に1回（最新は平成31年1月1日～令和3年12月31日）

随時審査あり

(平成31年4月1日現在)

		資格者数
事業所所在地	市内	194
	準市内	88
	島根県	104
	中国地方	102
	全国	383
合計		871

(3) 指名停止

有資格業者が事故等に基づく措置基準又は不正行為等に基づく措置基準に該当するときは、情状に応じて期間を定め指名停止を行う。

指名停止期間中は、市が行う入札に参加することはできない。また、随意

契約の相手方としない。市発注業務の下請けや完成保証人となることも承認しない。

### 3 入札の流れ

#### (1) 入札方法の決定

##### ア 建設工事等

(ア) 5億円以上 工事請負等審査会で審議

(会長：副市長 委員：自治区長・関係部課長)

(イ) 1,000万円以上5億円未満 建設工事等競争参加資格審査会で審議

(5,000万円以上 会長：副市長 委員：関係部課長

5,000万円未満 会長：総務部長 委員：関係部課長)

##### イ 物品・役務等

(ア) 1,500万円以上 物品調達等業者選定委員会で審議

(会長：副市長 委員：関係部課長)

#### (2) 入札参加者の選定

地元企業の育成、受注機会の拡大等を図る立場から建設業法に規定する主たる営業所を浜田市内に有する者(市内業者)を優先して選定する。

発注標準

土木一式工事

請負対象設計金額	等級	指名基準数
5,000万円以上	A (A+B)	7
2,500万円以上 5,000万円未満	A+B	6
1,500万円以上 2,500万円未満	B (A+B)	5
300万円以上 1,500万円未満	B+C	5
300万円未満	C	4

( ) 内は浜田自治区以外で適用可とする。

建築一式工事

請負対象設計金額	等級	指名基準数
9,000万円以上	A	7
4,000万円以上 9,000万円未満	A+B	6
1,000万円以上 4,000万円未満	A+B+C	5
500万円以上 1,000万円未満	B+C	5
500万円未満	C	4

建設コンサルタント業務等については省略

### (3) 予定価格等の決定

#### ア 予定価格

契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定める。

通常、予定価格以下で最も低い入札金額を入札した者を落札者とする。

予定価格は、契約締結後まで非公表。

#### イ 最低制限価格

当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けることができる。

最低制限価格を下回る入札金額を入札した者は失格とする。

対象工事：請負対象額が 5,000 万円未満の工事

(調査基準価格を設けるものを除く)

#### ウ 調査基準価格

当該契約の内容に適合した履行を確保するため低入札価格調査制度を適用する場合、調査基準価格を設ける。

調査基準価格を下回る入札があった場合、直ちに落札決定をせず、建設工事等低入札価格調査委員会において調査及び審査し、適用対象工事等を適正に履行できることが確認できた最も低い入札金額を入札した者を落札者とする。

対象工事：請負対象額が 5,000 万円以上の工事

建設コンサルタント業務等

### (4) 入札の実施

#### ア 電子入札と紙入札

建設工事等の入札と物品・役務等の一部の入札は、「島根県電子調達共同利用システム」を利用し電子入札を執行。その他の入札については、紙の入札書を使用して執行。

#### イ 落札者の決定

開札後、予定価格・最低制限価格・調査基準価格と照合し落札者を決定する。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あった場合は「くじ」により落札者を決定する。

落札となる価格の入札が無い場合（予定価格超過）、直ちに再度入札を行うことができる。

#### ウ 入札の打切り

指名競争入札において入札者が 1 人となったとき、又は再度入札を行

っても落札者がいないときは入札を打ち切る。

なお、入札を打ち切った場合、新たに入札手続きを行う（再度公告入札・再度指名競争入札）か、随意契約を行う。但し、随意契約を行う場合、入札のときに定めた予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期限を除く）を変更することはできない。

(5) 契約の締結

契約の相手方が決定したときは、落札の通知をした日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。

議会の議決を得なければならない契約及び財産の取得については、議会の議決を得たときに契約が成立する旨を記載した仮契約を落札の通知をした日から 7 日以内に締結する。

議会の議決事項：予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負  
予定価格 2,000 万円以上の動産の買入れ

4 入札執行状況（平成 30 年度）

(1) 建設工事・建設コンサルタント業務

入札件数：365 件（入札不調 2 件、入札不落 7 件を含む。）

【内訳】一般競争入札……………4 件

簡易型一般競争入札… 94 件

指名競争入札……………267 件

低入札価格調査件数：6 件

(2) 物品調達・役務の提供等

入札件数：252 件（入札不調 4 件、入札不落 9 件を含む。）

【内訳】指名競争入札……………252 件

(3) 市有財産の売却

入札件数：8 件（入札不調 1 件を含む。）

【内訳】一般競争入札……………8 件

浜田市協働のまちづくり推進条例検討委員会  
 公民館のコミュニティセンター化検討部会 スケジュール

【部会】

回	開催時期	検討内容等
第1回	11月5日(火) 14:40~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>委嘱状交付</li> <li>コミセン化に関する市の基本的な考え方について</li> <li>意見交換</li> <li>今後のスケジュール</li> </ul>
第2回	11月20日(水) 18:30~20:15	<ul style="list-style-type: none"> <li>勉強会「市民参画と協働のまちづくりについて」</li> <li>条例案作成までの取組みについて</li> </ul>
第3回	11月29日(金) 13:30~15:15	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館の現状について</li> <li>地区まちづくり推進委員会の現状について</li> <li>検討事項について</li> </ul>
第4回	12月23日(月) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討事項に関する意見について</li> <li>検討事項について</li> </ul>
第5回	1月22日(水) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討事項に関する意見について</li> <li>検討事項について</li> </ul>
第6回	2月21日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討事項に関する意見について</li> <li>検討事項について</li> </ul>
第7回	3月19日(木) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討事項に関する意見について</li> <li>検討事項について</li> </ul>
第8回	4月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討結果のまとめ(報告書素案の提示)</li> </ul>
第9回	5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討結果報告書の確認・承認</li> </ul>
	6~8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討結果を踏まえた制度設計</li> <li>個別の館との調整</li> </ul>
第10回	9月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミセン化の具体的内容の説明</li> <li>意見聴取</li> </ul>
第11回	11月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回協議を踏まえた最終内容の確認</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会へコミュニティセンター設置条例提案</li> </ul>

【視察】

視察先	視察日時	視察内容
周南市	12月19日(木) 13:00~15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり、社会教育について</li> <li>市民センターの運営について</li> </ul>

【その他】

区分	開催日時	内容
フォーラム	2月11日(火) 13:30~16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調講演「これからのまちづくりと社会教育」</li> <li>協働のまちづくり推進条例の中間報告</li> <li>パネルディスカッション</li> </ul>

公民館のコミュニティセンター化に関連する事項

1 条例及び規則に規定されている事項

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等
① 設置目的	<p>社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的を達成するため、法第24条の規定に基づき浜田市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。</p> <p>※社会教育法第20条            公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力ある持続可能な地域社会の実現を図るため、周南市市民センター（以下「センター」という。）を設置する。</p>	<p>坂井市まちづくり基本条例の理念に基づく市民と行政による協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力のある地域社会の実現に寄与するとともに、市民の地域づくり活動及び社会教育推進・生涯学習活動の拠点として、また、市民相互の交流を促進する場として坂井市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（位置づけ）            センターは、社会教育法第21条に基づく施設とみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的等の整理</li> </ul> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活力ある地域社会の実現</li> <li>・協働のまちづくりの推進</li> </ul> <p>公民館が果たす機能・役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体のまちづくりの支援</li> <li>・社会教育・生涯学習の推進</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育法に基づく公民館の位置づけ</li> </ul>	<p>（地域によって現状や課題が異なることを共有する必要がある）            （一つの条例で定める以上、同じスタートラインにつく必要がある）</p>
② 名称等	<p>名称 公民館            施設数 26館（分館9館）</p>	<p>名称 市民センター            施設数 36館</p>	<p>名称 コミュニティセンター            施設数 23館（分館3館）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公民館」が法定ではないか</li> <li>・コミュニティセンターの名称には違和感がある</li> </ul>
③ 管理	<p>公民館の管理は、教育委員会が行う。</p>	<p>（規定なし）※市長部局が管理</p>	<p>（規定なし）※市長部局が管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長部局が所管する場合の教育委員会の関わりや連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共育の理念を大事にするため、2枚看板（市長部局と教育委員会）両方あってよい</li> <li>・学校との関わりをスムーズにできる体制をなくさないこと</li> <li>・教育委員会と市長部局の関わり方を明確にする</li> </ul>
④ 業務（事業）	<p>公民館は、法第20条の目的達成のために、おおむね次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 定期講座を開設すること。</li> <li>2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ol>	<p>センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域づくりの支援に関する事業</li> <li>2) 生涯学習の推進に関する事業</li> <li>3) 各種団体、組織及び機関等の連携に関する事業</li> <li>4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>センターは、次に掲げる事業等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 協働のまちづくりを推進し、市民が行う自主的な地域づくり活動を支援する事業</li> <li>2) 社会教育法第22条に規定する事業</li> <li>3) 市民の交流を促進し、コミュニティの形成に資する事業</li> <li>4) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業</li> <li>5) その他市長が必要と認める事業</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの支援に関する事業の内容            →地域の状況に応じた支援            （まちづくりを行う上での課題の整理）</li> <li>・社会教育、生涯学習の推進に関する事業の内容            →基本的には現在の事業がベース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりを行う上での課題            →担い手・人材不足            子育て関係機関、観光や産業等関係部との連携</li> <li>・「支援」の内容を具体的に示す必要がある</li> <li>・公民館の事業の基本を残す</li> <li>・コミュニティセンターは何をする施設かを明確にする</li> <li>・公民館は「支援」ではなく本体そのものになっている館もある</li> </ul> <p>（まちづくり委員会の位置づけを明確にして存続させること）</p>



項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等																												
⑤ 職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>館長</li> <li>主事</li> <li>その他の職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所長</li> <li>主事</li> <li>その他の職員</li> </ul> ただし、指定管理者が管理を行うセンターについては、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティセンター長（以下「センター長」）</li> <li>その他必要な職員（以下「センター職員」）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>館長のフルタイム化及びそれに伴う人材確保</li> <li>配置人員の考え方</li> <li>連携主事の役割及び人材確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>館長・主事ともに地元選出が望ましいが、地域外採用も検討が必要</li> <li>主事の増員が必要</li> <li>パート主事の廃止</li> <li>連携主事は、行政的なことや地域のことを総合的に判断できる人がよい＝市職員がよい</li> </ul>																												
⑥ 職務	館長は、公民館の行う各種事業の企画、実施その他必要な事業を行い、所属職員を監督する。 主事その他の職員は、館長の命を受け館務に従事する。	(規定なし)	センター長は、上記事業を達成するため、市長の命を受けて、事務を掌握し、センター職員を指揮監督する。 センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの支援に係る土日及び夜間等の勤務への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>深夜勤務の対応</li> <li>若年層の参画を促すには土日や夜間等の対応は必要 →勤務条件の整理 超勤、祝日手当の導入</li> </ul>																												
⑦ 開館時間及び休館日	開館時間 ・9：00～21：00 （浜田：日曜日は、17：00まで）  休館日（共通） ・祝日 ・12月29日～1月3日  休館日（自治区別） ・浜田：第1・3日曜日 ・三隅：日曜日（三隅公民館の体育館を除く） ・他：土曜日及び日曜日	使用時間 ・8：30～22：00  休館日 ・12月29日～1月3日	使用時間 ・8：30～21：30（準備・片付け時間を含む）  休館日 ・祝日 ・12月29日～1月3日 ・第3日曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>開館時間と休館日の整理 ※配置人員とも関連</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休館や鍵対応がバラバラ →可能な限り統一すべき</li> <li>コミセンの場合は、当然、土日夜間の業務が多くなる →各館の裁量で対応できるように</li> </ul>																												
⑧ 使用料	使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が後納を認めるときは、この限りでない。  使用料規定のある公民館 ・美又公民館 ・久佐公民館 ・小国公民館 ・波佐公民館 ・三隅公民館（体育館のみ）  ※部屋ごとに使用料の額を設定している。 ※全館、使用料とは別に「実費弁償」として冷暖房費等の実費を徴収している。	使用者は、別表に定める使用料の合計金額を前納しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、国若しくは公共団体が使用するとき、又は市長が認めるときは、後納することができる。  (主な使用料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50㎡未満</td> <td>150円</td> <td>230円</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>50㎡以上</td> <td>640円</td> <td>930円</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>550円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> ※別に冷暖房費や附属設備費の規定あり。 ※営利目的等の場合には加算あり。	施設	午前	午後	夜間	50㎡未満	150円	230円	230円	50㎡以上	640円	930円	930円	調理実習室	550円	800円	800円	市長は、施設の使用を許可する場合において、別表に定める使用料を徴収するものとする。  (使用料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50㎡未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>50㎡以上100㎡未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>100㎡以上200㎡未満</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>200㎡以上300㎡未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>300㎡以上</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> ※別に附属設備費の規定あり。 ※営利目的等の場合には加算あり。	区分	1時間当たり	50㎡未満	100円	50㎡以上100㎡未満	200円	100㎡以上200㎡未満	300円	200㎡以上300㎡未満	500円	300㎡以上	900円	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料の取り扱いの統一化</li> <li>金額設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料の統一を検討すべき</li> </ul>
施設	午前	午後	夜間																														
50㎡未満	150円	230円	230円																														
50㎡以上	640円	930円	930円																														
調理実習室	550円	800円	800円																														
区分	1時間当たり																																
50㎡未満	100円																																
50㎡以上100㎡未満	200円																																
100㎡以上200㎡未満	300円																																
200㎡以上300㎡未満	500円																																
300㎡以上	900円																																

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等
⑨ 使用料の減免	教育委員会は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。	〔免除〕 ・市又は教育委員会が主催又は共催する行事 ・設置目的に沿って市内の公共的団体が使用 ・保育所や学校等が保育や教育目的で使用 〔5割減免〕市以外の官公庁や大学等 〔3割減免〕市又は教育委員会の後援	〔免除〕 ・市又は教育委員会が主催又は共催する行事 ・市内の幼児、小中学生で組織される団体の使用 〔5割減免〕 ・市又は教育委員会の後援行事 ・公益上必要と認める場合（5割以下の減免）	・減免基準	・減免規定が曖昧 ・減免は必要
⑩ 使用許可	<p>・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加）</p> <p>・次の場合には許可しない。</p> <p>(1) 法第23条に定められた行為又は集会</p> <p>(2) 社会教育上不相当と認められる催し又は集会</p> <p>(3) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがある催し又は集会</p> <p>(4) 暴力団等の利益になると認められる催し又は集会</p> <p>(5) その他公民館の管理運営上支障があると認められる催し又は集会</p> <p>※社会教育法第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。</p> <p>一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> <p>二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。</p> <p>2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p>	<p>・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加）</p> <p>・次の場合には許可しない。</p> <p>(1) 法の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき</p> <p>(2) センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき</p>	<p>・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加）</p> <p>・次の場合には許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき</p> <p>(2) 危険物を使用するもので、火災、事故等発生のおそれがあると認められるとき</p> <p>(3) 施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき</p> <p>(4) 集団的又は常習的に暴力又は不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき</p> <p>(5) 入場料の徴収及び物品の販売又はこれに類する行為を行うおそれがあると認められるとき。ただし、市長が認める場合には、この限りでない</p> <p>(6) その他施設等の管理に支障があるとき</p>	<p>・使用制限（許可条件）の緩和</p> <p>・物品の販売を含む営利事業（営利の定義づけ）</p> <p>・政治的、宗教的な利用</p> <p>・飲酒の取り扱い</p> <p>・関係団体への事務スペースの提供</p> <p>※社会教育法に基づく公民館とする場合、法第23条の禁止行為について整理が必要。</p>	・使用料と合わせて対応する

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等
⑪ 運営推進委員	社会教育法第 22 条に規定する事業を円滑に推進していくために、各地区の公民館に公民館運営推進委員を置くことができる。 委員は 20 人以内とする。	連絡会議を設けて地域の意向を運営に反映 (地区ごとに自由な組織形態)	センターにコミュニティセンター運営協議会を置くことができる。 センター事業の企画運営について協議する。 (構成員) ・まちづくり協議会 ・地区区長会（連合自治会・自治会長会） ・社会教育関係者 ・学校教育関係者 など	・公民館運営推進委員の役割整理	・運営推進委員の位置づけ ・会議の開催は必要 ・(社会教育とまちづくりの) 両方の面倒を見ることができる人がよいが、人選が難しい ・まちづくりの役員体制の中での位置づけが必要 ・地区内での組織体制の整理統合が必要 ・運営推進委員はまちづくりと統合
⑫ 運営方式	直営	センターの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせることができる。	直営 ※指定管理等は検討課題	・将来的な委託を目指す検討体制（後述の評価検証組織とも関連）  今後の研究課題 ・委託方式 ・委託先	・直営がよい (2) ・まずは直営 →準備が整えば指定管理 ・運営方式は時間をかけて検討

## 2 条例及び規則に規定されていない事項

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等
① 社会教育の推進体制	・教育委員会生涯学習課が所管 ・県の派遣社会教育主事を配置 (2 名) ・公民館主事の社会教育主事の資格取得を支援	・教育委員会生涯学習課が所管 ・主事に対して生涯学習主事を併任 ・センター主事の社会教育主事講習の年 1 名受講	・連絡等にあたるセンター (旧市町に 1 か所：計 4 か所) に「社会教育指導員」を配置し、社会教育や地域づくりに関する指導・助言を行う。 ・補助執行により市長部局の職員がコミュニティセンターにおける社会教育を担当 (H30 視察時)	・社会教育を (市長部局で) 推進していく体制づくり (例) ・市長部局が所管する場合の教育委員会の関わり・連携 [再掲] ・県の派遣社会教育主事の市長部局への配置 ・社会教育委員 (の会) との連携	・社会教育主事等の資格取得に向けた有効策の検討 ・市長部局での社会教育の推進は難しいのでは ・公民館が関わる研修は必要 ・まちづくりの関わる研修は大事 →これまでのまちづくり委員会の研修は？
② 公民館の調整機能連絡体制	各館 公民館運営推進委員会 自治区 公民館連絡会 全市 公民館連絡協議会	各館 連絡会議 (任意形態) 全市 所長会 (年 1~2 回) 主事会 (年 5 回)	各館 センター運営協議会 旧市町 センター地区連絡会 全市 センター連絡協議会	・現在の連絡体制 ・新しい公民館を評価検証し、サポートする全市組織	
③ 公民館職員の育成	・各種研修会 (県西部社会教育研修センター主催、市主催など) への参加 ・社会教育主事の資格取得を支援 [再掲]	・センター主事の社会教育主事講習の年 1 名受講 [再掲] ・地域づくり推進課主催の地域づくり研修の実施 (基礎講座、ファシリテーター研修、プランニング研修など)	・教育委員会は、県公民館連合会に加盟し、センター職員に対して研修・情報交換の機会を提供	・公民館職員の育成方法 (例) ・社会教育主事及び社会教育士の取得を支援する制度の整備 ・まちづくりに関する研修会への計画的参加	・公民館職員の育成は大事 ・社会教育主事の有資格者の全国公募の検討
④ 保険加入	公民館保険に市が加入	公民館保険に市が加入	公民館保険に市が加入	・保険加入	・公民館保険 (または同程度の保険) の継続

## 公民館のコミュニティセンター化に関連する事項

### 1-① 設置目的

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
<p>社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 20 条の目的を達成するため、法第 24 条の規定に基づき浜田市立公民館(以下「公民館」という。)を設置する。</p> <p>※社会教育法第 20 条            公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力ある持続可能な地域社会の実現を図るため、周南市市民センター(以下「センター」という。)を設置する。</p>	<p>坂井市まちづくり基本条例の理念に基づく市民と行政による協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力のある地域社会の実現に寄与するとともに、市民の地域づくり活動及び社会教育推進・生涯学習活動の拠点として、また、市民相互の交流を促進する場として坂井市コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(位置づけ)            センターは、社会教育法第 21 条に基づく施設とみなす。</p>

#### 【市の基本的な考え方】

- ・(仮称)浜田市協働のまちづくり推進条例の理念に基づき、地域課題の解決に向けた住民の主体的なまちづくり活動を支援する施設とする。
- ・社会教育の拠点としての位置づけは残し、社会教育機能の維持・充実を図る。

#### 【各団体等からの意見・提言】

- ・社会教育を基盤とした「まちづくりを支援する公民館」を目指すべき。〔社会教育委員の会〕
- ・協働の大切さを行政・市民・地域において共有すること。〔市公連〕

#### 【部会委員からの意見】

- ・自治区制度に代わる新しい条例に基づいて、よりよい活動を行っていく必要がある。
- ・地域の違いを認め合い、同じ方向を向いて進んでいくべき。

#### 【部会としての考え方】(たたき台)

- ・自治区制度の後継となる新たな条例に基づく地域拠点施設であること明らかにすること。
- ・住民主体のまちづくりと社会教育・生涯学習の推進により、活力ある地域社会の実現に寄与する施設を目指すこと。

1-② 名称等

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
名称 公民館 施設数 26 館 (分館 9 館)	名称 市民センター 施設数 36 館	名称 コミュニティセンター 施設数 23 館 (分館 3 館)

【市の基本的な考え方】

- ・現在の公民館をそのまま移行する。
- ・名称については、部会での議論を踏まえて決定する。

【各団体等からの意見・提言】

- ・人づくり・地域づくりセンター〔社会教育委員の会〕

【部会委員からの意見】

- ・社会教育法に基づく施設であれば「公民館」がよいのではないか。
- ・新しく変わることが分かるように名称は変更したほうが良い。
- ・「コミュニティセンター」には違和感がある。
- ・名称に大きなこだわりはない。

【部会としての考え方】(たたき台)

- ・公民館が新しい機能を持った施設に変わることを地域住民等に理解してもらうためにも、名称は変更することが望ましい。
- ・「コミュニティセンター」という名称では、何をする施設か分かりにくいことから、「まちづくりセンター」のように施設の機能などを端的に表した施設名にするべき。

(検討課題)

- ・具体的な名称案〔いわゆる仮称〕を提案すべきか。
- ・「公民館」という名称を何らかの方法で残す可能性について言及すべきか。

1-③ 管理

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
公民館の管理は、教育委員会が行う。	(規定なし) ※市長部局が管理	(規定なし) ※市長部局が管理

【市の基本的な考え方】

- ・市長部局へ移管する。  
→ 社会教育法による使用制限の適用を受けないようにすることで、まちづくり活動がより柔軟に行える施設とする。  
また、市長部局が所管することで、まちづくりに関連する福祉・産業・防災などの関連部署への連絡・調整の円滑化を図り、行政によるサポート体制（協働関係）の強化につなげる。

【各団体等からの意見・提言】

- ・市長のリーダーシップにより展開できるよう市長部局へ移管する。〔社会教育委員の会〕
- ・市長部局と教育委員会を超越した事務局体制の検討が必要。〔社会教育アドバイザー〕
- ・周南市のように施設の所管は市長部局に移し、生涯学習は教育委員会で担う方法や、市長部局に社会教育を担う新たな部署を創設する方法もある。〔社会教育アドバイザー〕

【部会委員からの意見】

- ・共育の理念を大事にするために市長部局と教育委員会の両方で所管するのがよい。
- ・学校との関わりをスムーズにできる体制をなくさないこと。
- ・社会教育については、教育委員会のままだがよい。
- ・施設の所管等は、市長部局へ移管してもよい。

【部会としての考え方】（たたき台）

- ・施設の運営及び所管については、社会教育法による使用制限の適用を受けず、まちづくり活動により柔軟に使用できる施設となるよう、市長部局へ移管することが望ましい。
- ・社会教育については、「はまだっ子共育プロジェクト」や「ふるさと郷育」の推進に当たり、子どもや家庭、学校教育との関わりが引き続き重要であり、これらの社会教育機能を十分に担保するためにも、教育委員会がそのまま所管すべき。

1-④ 業務（事業）

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
<p>公民館は、法第 20 条の目的達成のために、おおむね次の事業を行う。</p> <p>(1) 定期講座を開設すること</p> <p>(2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること</p> <p>(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること</p> <p>(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること</p> <p>(5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること</p> <p>(6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること</p>	<p>センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 地域づくりの支援に関する事業</p> <p>(2) 生涯学習の推進に関する事業</p> <p>(3) 各種団体、組織及び機関等の連携に関する事業</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>センターは、次に掲げる事業等を行う。</p> <p>(1) 協働のまちづくりを推進し、市民が行う自主的な地域づくり活動を支援する事業</p> <p>(2) 社会教育法第 22 条に規定する事業</p> <p>(3) 市民の交流を促進し、コミュニティの形成に資する事業</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事業</p>

【市の基本的な考え方】

- ・地域課題の解決に向けた住民の主体的なまちづくり活動を支援する。
- ・現在の公民館事業をベースに社会教育及び生涯学習を引き続き推進する。
- ・行政窓口業務（証明発行等）については、基本的に継続する。

【各団体等からの意見・提言】

- ・社会教育を基盤とした「まちづくりを支援する公民館」を目指すべき。〔社会教育委員の会〕
- ・「学び・考える」機能と「動く」機能の相乗効果や連鎖を生み出していく。〔市議会：中山間〕
- ・従来の機能がなくなり、住民サービスが低下しないようにすること。〔市議会：行革〕
- ・多世代交流の場、地域課題の解決に向けた組織体制の構築、社会教育・生涯学習の推進、人材活用及び人材育成の推進等の機能について検討すること。〔市議会：行革〕
- ・センターと地区まちづくり推進委員会、地域協議会との関係性を整理すること。〔市議会：行革〕
- ・共育の精神を地域づくりの中心に据える必要がある。〔市公連〕
- ・行政窓口業務に係る時間が非常に多く、行政に対する相談も多い。〔市公連〕

#### 【部会委員からの意見】

- ・「支援」の内容を具体的に示す必要がある。
- ・公民館事業の基本は残すべき。
- ・公民館は「支援」ではなく本体そのものになっている館もある。
- ・地区まちづくり推進委員会の事務局を担うなどの支援が必要な地域もあれば、各種団体の交通整理的な支援のほうが適当な地域もある。
- ・公民館と地区まちづくり推進委員会の役割をしっかりと整理し、まちづくり活動にはいろいろな形態があることを認識してスタートしていかないといけない。

#### 【部会としての考え方】（たたき台）

- ・センターの事業は、「住民主体によるまちづくり活動の支援」と「社会教育及び生涯学習の推進」を2本柱とする。
- ・具体的な事業については、現在の公民館事業を基本としつつ、センターの設置目的（活力ある地域社会の実現）に沿った事業の広がりが期待される。
- ・各センターが取り組む個別の事業内容については、地域ごとに実情や公民館活動の経緯が異なることから、関係団体等との話し合いの下、センターごとに地域の特色を活かした事業を企画し、実施することが望ましい。
- ・センターと地区まちづくり推進委員会との関係性については、組織の設立状況や地区まちづくり推進委員会ごとに必要な支援のあり方が異なることから、地域ごとに話し合いを通じて役割等を整理する必要がある。



1-⑤ 職員

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・館長</li> <li>・主事</li> <li>・その他の職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所長</li> <li>・主事</li> <li>・その他の職員</li> </ul> <p>ただし、指定管理者が管理を行うセンターについては、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティセンター長(以下「センター長」)</li> <li>・その他必要な職員(以下「センター職員」)</li> </ul>

【市の基本的な考え方】

- ・センター長 1名(52時間から132時間へ拡充)
  - ・センター職員 1～3名程度(132時間)
  - ・連携主事 1名(自治区ごとに)
- ※ 現在の館長及び主事は、これまでの経験や地域とのつながりを持っているので、引き続き力を貸してもらいたい。

【各団体等からの意見・提言】

- ・常勤のセンター長1名と職員2名を配置する。2名のセンター職員のうち、1名が共育等の社会教育担当、もう1名が地域づくり担当とする。〔社会教育委員の会〕
- ・職員の採用については、広く公平な見地から人材を登用すべく、公募制を導入する。〔社会教育委員の会〕
- ・公民館に、現在の公民館主事に加えてまちづくり担当を配置して体制強化を図り、両者が連携して機能拡充を図る。〔市議会：中山間〕
- ・コミュニティセンター化により過度の事務負担とならないよう、職員体制及び職員確保に配慮されたい。〔市議会：行革〕
- ・センター業務は、正職員か行政OBが担うべきではないか。〔市公連〕

【部会委員からの意見】

- ・センター長、センター職員ともに地元選出が望ましいが、地域に人材がない。
- ・センター長をフルタイム化すると、更になり手がいない。
- ・持続可能な人材確保のためには、地域外からの採用も検討が必要。
- ・センター長の勤務時間については、現状の52時間と132時間の間の設定も検討できないか。
- ・センター職員の増員は必要だが、地域によっては地元選出が難しい。
- ・パート主事の仕組みは、人材がない地域では必要だが、そうでない地域では廃止すべき。
- ・連携主事は、行政的なことや地域のことを総合的に判断できる人がよい。
- ・連携主事は、市職員が適役である。
- ・センター職員等に市の再任用職員を配置してもらいたい。

【部会としての考え方】（たたき台）

- ・センター長及びセンター職員については、地元選出が困難な地区も多いため、公募方式の検討が必要である。その際、地域に精通した者の優先雇用には配慮すること。また、現在の館長及び主事が有している社会教育等のノウハウや地域とのつながりは貴重な財産であることから、本人の意思を確認したうえで、継続雇用すること。
- ・センターへの配置人員については、センター長1名、センター職員2名を基本とし、地域の実情に応じて加減すること。
- ・センター長の勤務時間の拡充については、実質的な人員増につながるものの、地域によっては、人材確保の足かせになることが懸念される。また、センター長の業務量にもばらつきが見られることから、センター長の勤務時間拡充によらない人員増の仕組みも検討すべき。
- ・連携主事については、後述する職務内容から、まちづくり等の支援経験者が適任であり、市職員の配置を含め、適任者の確保に努めること。

1-⑥ 職務

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
館長は、公民館の行う各種事業の企画、実施その他必要な事業を行い、所属職員を監督する。 主事その他の職員は、館長の命を受け館務に従事する。	(規定なし)	センター長は、上記事業を達成するため、市長の命を受けて、事務を掌握し、センター職員を指揮監督する。 センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。

【市の基本的な考え方】

- ・センター長は、センターの行う各種事業の企画、実施その他必要な事業を行い、所属職員を監督する。
- ・センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。
- ・連携主事は、センター及び地区まちづくり推進委員会等が行う事業に対して指導・助言を行い、センター及び地区まちづくり推進委員会等の組織強化及び連携強化を図る。

【各団体等からの意見・提言】

- ・「センター長」や「連携主事」の役割について明確に示されたい。〔市議会：行革〕
- ・連携主事の位置づけや立ち位置が分からない。〔市公連〕

【部会委員からの意見】

- ・公民館の業務が膨れ上がっているため、職務整理を行う必要がある。
- ・まちづくりの支援を行う場合には、土日や夜間の業務が増えることが想定されるため、勤務条件の整理や時間外手当等の導入について検討が必要である。

【部会としての考え方】(たたき台)

- ・各職員の職務については、上記「市の基本的な考え方」を基本としつつ、地域の実情に応じて個別の職務を整理すること。
- ・土日や夜間勤務の増加が想定されることから、勤務条件を整理するとともに時間外手当等の導入を検討すべき。